

都市計画道路見直し素案について ～皆さんの意見をお聞かせください～



東近江市では、都市計画道路の見直しを進めており、その「素案」を作成しました。そこで、この「素案」を市民の皆さんに公開し、ご意見を募集します。

どうして都市計画道路を見直すの？

都市計画道路とは

都市計画道路は、まちづくりの骨格となって皆さんの日々の活動を支えるために、都市計画法に基づいて、あらかじめルートや幅員などが決められた道路のことです。都市計画道路は、自動車や自転車、歩行者の円滑な移動を確保する機能だけでなく、まちに空間をつくることで景観や沿道環境を整えるとともに、災害発生時の避難や救助、火災の拡大を防ぐ役割も果たします。

このため、道路の有無に関わらず位置が決定されており、道路の整備予定地では、整備を円滑に行うために建築物を建てる場合、階数や構造など一定の制限がかけられています。

見直しの背景

本市の都市計画道路は、昭和 30 年代から 50 年代にかけての高度経済成長期に、人口増加や経済成長に伴う交通量の増大を背景にその多くが定められています。このため、都市計画道路の中には計画されてから 40～50 年が経過したものの、未だに整備が進んでいない道路もあります。

このような道路は、計画された当時と現在とで、社会経済情勢やまちづくりの考え方などが大きく変わってきており、整備の必要性や実現性の変化に対応する必要があります。

また、公共投資の縮減が求められる中で、既定の都市計画道路をすべて整備することは財政的にも困難であり、効率的かつ重点的な事業執行を図る必要があります。

このため

東近江市では都市計画道路の見直しを進めています。

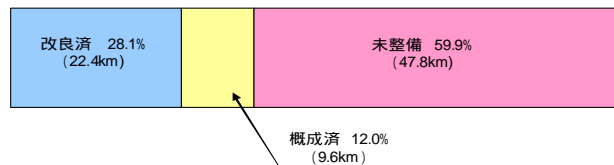
本市の都市計画道路の現状は？

本市の都市計画道路（幹線街路と区画街路）は 29 路線、79.76km を都市計画決定しています。改良済と概成済を含む整備率は 40.1% で、約 6 割の延長 47.75km が未整備区間として残されている状況にあります。

計画決定後 30 年以上経過している路線が都市計画道路全体の 95.3%（76.1km）を占め、都市計画決定後、長期間経過した路線であっても、約 6 割が未整備区間として残されています。また、計画決定から 30 年を超える長期間未着手路線（整備率 0.0%）が 5 路線存在しています。

※概成済とは、計画された道路幅員のうち、2/3 以上の幅員が確保されているなど、計画された道路と同程度の機能を持つ区間をいいます。

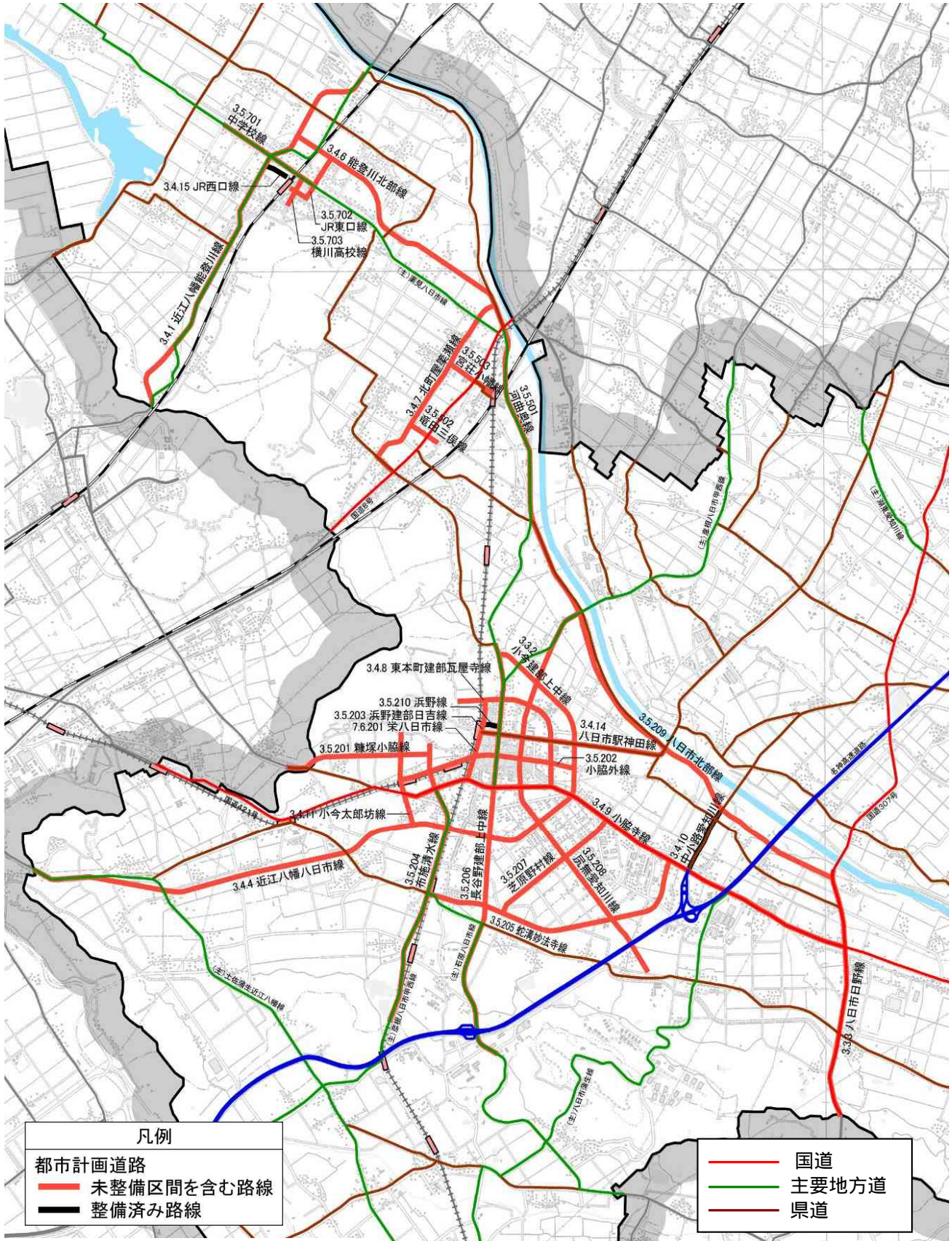
【都市計画道路の整備状況】



【都市計画決定からの経過年数別整備・未整備状況】

	計画決定からの経過年数				合計
	10年未満	10～30年未満	30～50年未満	50年以上	
計画延長(km)	0 (0.0%)	3.7 (4.7%)	37.9 (47.5%)	38.2 (47.8%)	79.8km
整備済延長(km)	0 (0.0%)	2.1 (6.6%)	5.9 (18.4%)	24.0 (75.0%)	32.0km
未整備延長(km)	0 (0.0%)	1.6 (3.3%)	32.0 (67.0%)	14.2 (29.7%)	47.8km
未整備率	-	43.2%	84.4%	37.2%	59.9%
			60.7%		

【本市の都市計画道路（見直し検討対象路線）】



都市計画道路の特徴

東近江市の都市計画道路は、八日市地区は中心部を核に放射環状型の道路網が計画されており、五個荘・能登川地区は、市街化区域の円滑な交通処理に資する計画となっています。蒲生地区や愛東・湖東地区及び永源寺地区は、都市計画道路の計画はありません。

都市計画道路見直しの位置づけ

1市6町が合併した東近江市は、東の鈴鹿山系から西の琵琶湖にまで至るたいへん大きな市となりました。

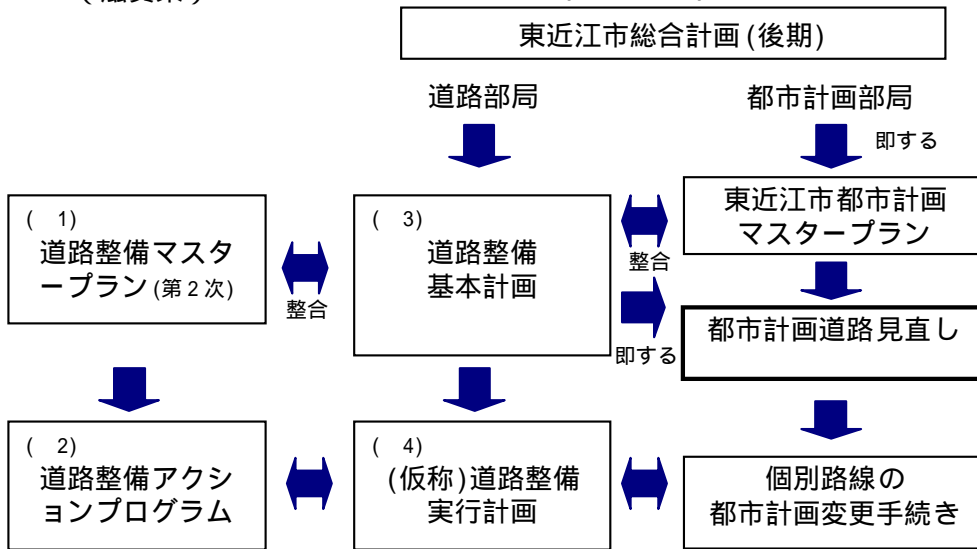
合併したそれぞれの地域が連携・共生していくためには、都市計画道路だけでなく、国道や県道、市道も含めた都市間や地域間の連携・交流軸となる道路ネットワークの充実が必要で、都市計画道路の見直しに当たっても、本市の将来道路網からの検証を行いました。

また、蒲生スマートインターチェンジの整備等、近年における状況の変化や新たな計画への対応、さらに、生活環境や防災などに対する市民意識が変化するなど、成熟した現代社会に対応した新たなまちづくりへの対応も求められています。

このようなことから、都市計画道路の見直しは滋賀県が策定する道路整備に関する計画に整合し、また、本市の上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン、道路整備基本計画に即して素案を策定しています。

(滋賀県)

(東近江市)



(1)(3)は、将来20年間の道路整備の基本方針
(2)(4)は、将来10年間の道路整備計画で、上記基本方針を具体化するもの。

東近江市都市計画道路一覧(幹線街路・区画街路)

平成24年3月31日現在

NO	決定権者	路線番号	名称	決定年月日	計画延長(m)	幅員(m)	車線数	改良済(m)	概成済(m)	合計(m)	未整備(m)	改良率(%)	整備率(概成済済)
1	県	3.3.2	小今建部上中線	S33.4.22	4,800	22	4	3,010	0	3,010	1,790	62.7	62.7
2	県	3.3.3	八日市日野線	S53.2.15	3,260	22	4	0	170	170	3,090	0.0	5.2
3	県	3.4.1	近江八幡能登川線	S41.6.6	5,630	16	2	810	290	1,100	4,530	14.4	19.5
4	県	3.4.9	小脇寺線	S33.4.22	6,780	16	2	4,730	120	4,850	1,930	69.8	71.5
5	県	3.4.10	中小路愛知川線	S53.2.15	940	17	2	940	0	940	0	100.0	100.0
6	県	3.5.204	布施清水線	S33.4.22	3,930	12	2	0	170	170	3,760	0.0	4.3
7	県	3.5.206	長谷野建部上中線	S33.4.22	5,840	12	2	4,870	410	5,280	560	83.4	90.4
8	県	3.5.209	八日市北部線	S53.2.15	6,500	12.5	2	0	600	600	5,900	0.0	9.2
9	県	3.5.501	河曲奥線	S53.2.15	4,010	12	2	0	1,720	1,720	2,290	0.0	42.9
10	県	3.5.703	横川高校線	H2.4.18	410	14	2	0	0	0	410	0.0	0.0
11	市	3.4.4	近江八幡八日市線	S53.2.15	5,400	16	2	0	0	0	5,400	0.0	0.0
12	市	3.4.6	能登川北部線	S53.2.15	2,360	16	2	900	0	900	1,460	38.1	38.1
13	市	3.4.7	北町屋築瀬線	S53.2.15	2,920	16	2	0	110	110	2,810	0.0	3.8
14	市	3.4.8	東本町建部瓦屋寺線	S33.4.22	2,210	16	2	1,640	0	1,640	570	74.2	74.2
15	市	3.4.11	小今太郎坊線	S33.4.22	1,280	16	2	0	0	0	1,280	0.0	0.0
16	市	3.4.14	八日市駅神田線	S33.4.22	2,600	16	2	2,490	0	2,490	110	95.8	95.8
17	市	3.4.15	J R 西口線	H7.4.5	350	18	2	350	0	350	0	100.0	100.0
18	市	3.5.201	糠塚小脇線	S53.2.15	1,760	12	2	0	0	0	1,760	0.0	0.0
19	市	3.5.202	小脇外線	S33.4.22	2,440	12	2	0	860	860	1,580	0.0	35.2
20	市	3.5.203	浜野建部日吉線	S57.5.4	410	12	2	80	0	80	330	19.5	19.5
21	市	3.5.205	蛇溝妙法寺線	S36.6.17	3,920	12	2	0	0	0	3,920	0.0	0.0
22	市	3.5.207	芝原野村線	S33.4.22	1,930	12	2	0	1,930	1,930	0	0.0	100.0
23	市	3.5.208	尻無愛知川線	S33.4.22	5,700	12	2	1,130	2,550	3,680	2,020	19.8	64.6
24	市	3.5.210	浜野線	S59.2.6	210	12	2	210	0	210	0	100.0	100.0
25	市	3.5.502	竜田三俣線	S53.2.15	450	12	2	0	0	0	450	0.0	0.0
26	市	3.5.503	宮荘小幡線	S53.2.15	730	12	2	0	380	380	350	0.0	52.1
27	市	3.5.701	中学校線	H2.4.18	1,470	14	2	730	300	1,030	440	49.7	70.1
28	市	3.5.702	J R 東口線	H2.4.18	880	12	2	450	0	450	430	51.1	51.1
29	市	7.6.201	栄八日市駅線	S33.4.22	640	8	1	60	0	60	580	9.4	9.4
合計					79,760			22,400	9,610	32,010	47,750	28.1	40.1

どうやって見直し素案を作成したの？

東近江市では、学識経験者や関係機関等で構成される「東近江市都市計画道路見直し検討会議」を設置し、都市計画道路の見直しを進めています。検討会議では、以下の流れで作業を進め、このたび、その素案を作成しました。

見直し対象路線

29路線の都市計画道路のうち、整備が済んでいる3路線を除く26路線を対象としました。

検討手順

(1)必要性の検証

A. 広域幹線ネットワークへの該当性

本市が目指すまちの将来像実現に向けて、広域的・骨格的な軸機能を担う道路を広域交流軸（広域幹線道路）と地域交流軸（都市内幹線道路）に設定し、その該当性を検証します。

B. 道路機能の有無

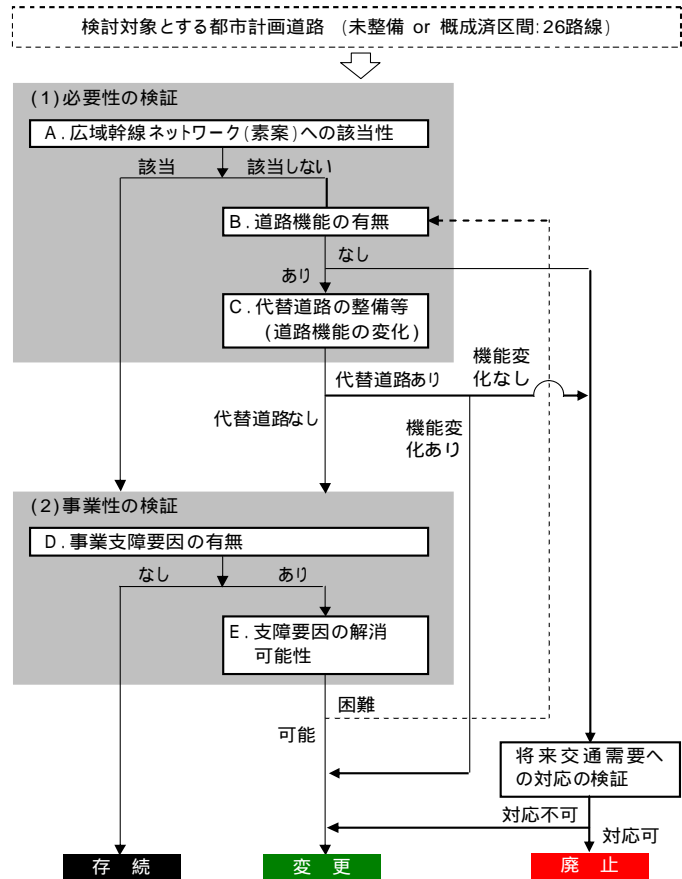
道路交通の円滑化機能、災害発生時における緊急輸送機能、都市構造や土地利用の誘導・形成機能といった機能を有しているかどうかを検証します。

C. 代替道路の整備等

代替道路の有無を検証します。

(2)事業性の検証

都市計画道路の整備に向けて支障となる要因の有無を把握するとともに、その解消可能性について検証します。



検討結果の分類・整理方法

検討を対象とする区間は、国・県道、都市計画道路が一体となって本市の将来道路網を構成すると考え、これら道路で区切られる区間ごとに、以下のように分類・整理します。

検討結果の分類	内容
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画決定を廃止する区間 あくまで当該区間の都市計画決定を廃止するものであり、現道と重複する区間等では現道を廃止し通行できなくするわけではない。
変更	<ul style="list-style-type: none"> 以下に該当する区間を、変更区間とする。 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路とほぼ重複して、既に道路が整備されている区間で、当該道路上へ都市計画道路位置を変更する区間（法線変更区間） 都市計画道路とは重複していない並行道路等の他道路上へ都市計画道路位置を変更する区間（振替区間） 道路機能の変更等により、道路幅員を変更（減少）する区間（幅員減少区間） 道路機能の変更等により、起終点位置を変更する区間（起終点変更区間）
継続	<ul style="list-style-type: none"> 上記以外の区間

都市計画道路見直し素案

(1)

NO	路線名	区 間	見直し内容			廃止 / 変更の概要・理由
			廃止	変更	存続	
1	3.4.1 近江八幡能登川線	全区間				- 〔ただし、将来的には、(主)大津能登川長浜線(安土・能登川工区)の事業計画及び(都)能登川北部線のJR高架計画の費用対効果等を検証し、法線変更の可能性も検討していく。〕
2	3.5.701 中学校線	全区間				-
3	3.5.702 JR 東口線	全区間		起終点 変更		・現時点では、(都)能登川北部線(本道路交差部以西)の事業化の目処が立っておらず、(一)佐生今線も未改良で、JR踏切での離合ができない。 ・一方、垣見隧道は拡幅に向け現在事業中であることから、(都)中学校線をJR東西市街地の連絡道路として位置づけ、これへのアクセス道路となるよう、都市計画を変更(起終点変更)する。
4	3.5.703 横川高校線	全区間		起終点 変更		・市立能登川病院へのアクセス道路は未改良で、病院整備計画等との整合が欠ける。 ・能登川病院や能登川高校へのアクセス道路として医療・教育機関の軸となるよう、都市計画を変更(起終点変更)する。
5	3.4.6 能登川北部線	全区間				・ただし、JR高架の費用対効果等のさらなる検証を要する。
6	3.5.501 河曲奥線 1: 国道8号以西 2: 国道8号以东	1		法線 変更		・広域幹線ネットワークを形成する道路であるが、新川(1級河川)と法線が重複し整備が困難。 ・新川との重複を避けるよう、都市計画を変更(法線変更)する。
		2				-
7	3.4.7 北町屋築瀬線 <1: (一)佐生五個荘線> <2: (一)佐生五個荘線～(市)竜田金堂線> <3: (市)竜田金堂線～(主)栗見八日市線> <4: (主)栗見八日市線以北>	1		起終点 変更		・幅員16mであり、国道8号バイパスとして都市計画決定されたと想定される。 ・しかし、(一)神郷彦根線が計画中で、バイパスとしての整備の必要性は低下している。 ・本区間は、(一)佐生五個荘線と重複し、現在改良中であることから、区間2まで延伸する都市計画の変更を行う。
		2		振替, 幅員減少		・国道8号バイパスとしての整備の必要性は低下しているが、地区内交通に対応する補完的的道路としての機能を有する。 ・しかし、並行道路が存在し代替道路として機能する。 ・そこで、並行道路への振替、幅員減少(区画街路)の都市計画変更を行う。
		3		法線変 更, 幅員減少		・区間2の都市計画の変更にあわせ、これに接続するための法線変更、幅員減少(区画街路)の都市計画変更を行う。
		4				・国道8号バイパスすなわち通過交通に対応する道路整備の必要性は低下している。 ・通過交通の流入を排除するため、都市計画を廃止する。
8	3.5.502 竜田三俣線	全区間				・並行道路が整備され、代替道路となり得る。 ・この代替道路は、(一)五個荘八日市線とも接続し利便性も高いことから、当路線の整備の必要性はなく都市計画を廃止する。

都市計画道路見直し素案

(2)

NO	路線名	区 間	見直し内容			廃止 / 変更の概要・理由
			廃止	変更	存続	
9	3.5.503 宮荘小幡線	全区間				・並行道路が整備され、駅アクセス機能を代替し得ることから、当路線の都市計画を廃止する。
10	3.5.201 糠塚小脇線	全区間				・全区間が調整区域内にあり、今後の市街化も見込めない。 ・並行して国道 421 号、(一)小脇西生来線、(市)小脇上之町線が存在し、代替道路として機能し得ることから、都市計画としては廃止する。
11	3.5.202 小脇外線	全区間				-
12	3.4.11 小今太郎坊線	全区間				・沿道の集積度は低く、国道 421 号以北は調整区域内にあり、今後の市街化も見込めない。 ・国道 421 号以北は市道があるが、観光客を含め交通量は少ないことから、都市計画としては廃止する。
13	3.5.204 布施清水線 <1:(都)小脇外線以南> <2:(都)小脇外線以北>	1				-
		2		振替		・整備されている並行道路に都市計画を変更(振替)する。
14	3.4.4 近江八幡八日市線	全区間				- 〔ただし、近江八幡市におけるその他道路の整備状況をふまえ、近江八幡市との協議をとおして、必要に応じ、その道路位置等の見直しについて検討していく。〕
15	3.4.8 東本町建部瓦屋寺線 <1:(都)浜野建部日吉線以西> <2:(都)浜野建部日吉線~(主)彦根八日市甲西線>	1				・近江鉄道との交差が生じるほか、調整区域内にあり、今後の市街化も見込めないことから、都市計画を廃止する。
		2		幅員減少		・市街地の外郭を形成するが、通過交通の利用は想定されず、地区内交通に対応する補完的の道路と考えられる。 ・そこで、(都)浜野建部日吉線とともに幅員減少(区画街路)へ都市計画を変更する。
16	3.5.203 浜野建部日吉線	全区間		幅員減少		・市街地の外郭を形成し、駅アクセス道路として機能する。 ・接続する(都)東本町建部瓦屋寺線も、区画街路への変更(幅員縮小)を想定している。 ・本区間南側の(都)栄八日市駅線も区画街路で、利用交通は地区内関連需要に限定されると考えられる。 ・そこで、(都)東本町建部瓦屋寺線とともに幅員減少(区画街路)へ都市計画を変更する。
17	3.5.206 長谷野建部上中線	全区間				-
18	3.3.2 小今建部上中線	全区間				- ・ただし、近江鉄道交差部については、大規模ランプが計画されているが、事業費の増大が想定されることから、横断工法の検討後、都市計画の変更を行う。

都市計画道路見直し素案

(3)

NO	路線名	区 間	見直し内容			廃止 / 変更の概要・理由
			廃止	変更	存続	
19	3.5.209	1				-
	八日市北部線 <1:八千代橋以北> <2:八千代橋～御河辺橋> <3:御河辺橋以东>	2		法線 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線ネットワークを形成する道路であるが、八日市新川整備にともない、法線がこれと重複し整備が困難。 ・八日市新川との重複を避けるよう、都市計画を変更（法線変更）する。
		3				<ul style="list-style-type: none"> ・並行して(一)五個荘八日市線が存在する。 ・八日市新川整備にともない、その管理用道路が整備中であり、これにより(一)五個荘八日市線と接続する。 ・八日市新川管理用道路、(一)五個荘八日市線は市街化調整区域にあることから、都市計画を廃止する。
20	3.4.14 八日市駅神田線	全区間				-
21	3.4.9 小脇寺線	全区間				-
22	3.5.205 蛇溝妙法寺線 <1:(市)最上街道線以北> <2:(市)最上街道線以南>	1		幅員減 少		<ul style="list-style-type: none"> ・地区内交通に対応する補完的の道路としての機能を有する。 ・地区内交通に対応する道路として、幅員減少(区画街路)の都市計画変更を行う。
		2				<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の外郭を形成するが、調整区域内にあり、今後の市街化も見込めない。 ・また、並行して(一)高木八日市線が存在し、代替道路として機能し得ることから、都市計画を廃止する。
23	3.5.208 尻無愛知川線	全区間		法線 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線ネットワークを形成する道路であるが、(一)高木八日市線のパイパス整備により、ネットワークしていない。 ・一方、(一)高木八日市線整備にあわせ、並行道路が整備済であることから、並行道路へ都市計画を変更（法線変更）する。
24	3.5.207 芝原野村線	全区間		起終点 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・(都)蛇溝妙法寺線の区間廃止にともない、都市計画を変更（起終点変更）する。
25	3.3.3 八日市日野線	全区間				<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、道路幅員については、交通需要への対応を検証し、幅員減少の可能性を検討していく。
26	7.6.201 栄八日市駅線 <1:国道421号以北> <2:国道421号以南>	1				-
		2		起終点 変更		<ul style="list-style-type: none"> ・区間2以南の近江鉄道沿線は、地区内交通への対応可能な道路が存在せず、緊急車両の通行にも支障が生じている。 ・市街地整備および緊急車両対応のため、都市計画を変更（起終点変更）する。

- (主) 主要地方道
- (一) 一般県道
- (市) 市道
- (都) 都市計画道路

今後の予定は？

このあと、皆さんからいただいた意見をもとに素案を修正した後、見直し案を都市計画審議会に諮って最終的な方針とします。

この方針に基づいて路線ごとに都市計画の手続きを進めますが、都市計画道路の存廃は、計画区域内の土地所有者をはじめとする住民の生活、事業活動に大きな影響を及ぼします。

このため、関係する地域住民の皆さんに説明し、意見を反映したうえで都市計画上の手続きに着手します。

廃止する路線・区間 方針策定後、速やかに廃止する路線等について説明会を開催し、住民の意見を求めます。理解が得られた段階で都市計画の案を作成し、縦覧及び都市計画審議会を経て都市計画道路を廃止します。

変更する路線・区間 線形や幅員、起終点の位置などを変更することになります。変更案と整備予定時期等について説明会を開催し、住民の意見を求めます。整備予定時期は道路整備実行計画と整合を図り、整備の必要性が高い路線から行います。理解が得られた段階で都市計画の案を作成し、縦覧及び都市計画審議会を経て都市計画道路を変更します。

都市計画道路見直し素案の公表

意見募集

東近江市都市計画審議会

個別路線の都市計画変更手続

東近江市都市計画道路見直し素案に対する意見の募集について

公表する資料

- (1)都市計画道路見直し素案について
- (2)都市計画道路見直し素案 総括表
- (3)都市計画道路見直し素案(図)

公表の方法

ホームページに掲載するほか、都市整備部都市計画課、各支所および市役所行政情報コーナーに備え付けています。

意見の募集期間

平成 25 年 5 月 1 5 日(水)から平成 25 年 6 月 2 1 日(金)まで

意見の提出方法および提出先

- ・郵送(電子メール・ファクシミリ可)または持参

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町 10 番 5 号 東近江市都市整備部都市計画課
FAX 0748-24-5693 電子メール toshikei@city.higashiomi.shiga.jp

その他

- ・ご意見を提出していただく様式は定めておりませんが、必ず住所、氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。なお、個人情報について公表することはありません。

- ・ご意見は日本語で提出してください。

- ・電話によるご意見はお受けできませんのでご了承ください。

- ・お寄せいただきましたご意見は、これに対する市の考え方を整理したうえで公表することとしています。なお、個々のご意見には直接回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

東近江市都市整備部都市計画課

TEL 0748-24-5655 IP 0505-801-5655 FAX0748-24-5693